

安城市介護関連資格取得等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険サービスの提供に当たり、資質向上を図るための研修の受講又は業務上必要となる資格試験の受験に必要な費用を負担した者に対して、予算の範囲内で交付する安城市介護関連資格取得等補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次に掲げるいずれかの事業を行う事業所（以下「事業所」という。）を市内に有している事業者（以下「事業者」という。）

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項の居宅サービス事業

イ 法第8条第14項の地域密着型サービス事業

ウ 法第8条第24項の居宅介護支援事業

エ 法第8条第26項の施設サービスを行う事業

オ 法第8条の2第1項の介護予防サービス事業

カ 法第8条の2第12項の地域密着型介護予防サービス事業

キ 法第8条の2第16項の介護予防支援事業

ク 法第115条の45第1項第1号イの第1号訪問事業

ケ 法第115条の45第1項第1号ロの第1号通所事業

コ 法第115条の45第1項第1号ハの第1号生活支援事業

(2) 市内に住所を有する者であって、3月以上継続して一の事業所に勤務しているもの（以下「継続勤務者」という。）。この場合において、複数の事業所を有する者に雇用されている場合であって、勤務する事業所の変更をこれらの事業所内でされたときは、一の事業所において勤務しているものとみなす（3月以上継続して勤務している場合に限る。）。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 市税を滞納していること。

(2) 暴力団員又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有すること。

(3) 国、他の地方自治体、機関等から補助金と同様の助成を受けたことがあり、又は受ける予定があること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者にあつては事業所において雇用する者（前条第2項各号のいずれかに該当する者を除く。以下「被雇用者」という。）に次の各号のいずれかの研修又は試験を受講又は受験（修了しなかった研修の受講及び合格しなかった試験の受験を除く。以下「受講等」という。）をさせることとし、継続勤務者にあつては受講等を行うこととする。

(1) 介護職員初任者研修

(2) 介護支援専門員実務研修受講試験

(3) 介護支援専門員実務研修

(4) 主任介護支援専門員研修

(5) 認知症介護実践者研修

2 受講等の際に被雇用者でない者が、その後被雇用者になったときは、その受講等の日（2以上の日にわたる場合は、その受講等の最終日。以下同じ。）に補助事業を完了したものとみなす。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、受講等の受講料又は受験料とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。この場合において、複数の受講等について補助金の交付を受けようとする場合は、被雇用者の1人が一の受講等をする際に要した補助対象経費ごとに2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てた額）を合計した額とする。

2 補助金の額は、1人の被雇用者の一の受講等につき、5万円を限度とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、受講等の日から起算して1年以内に安城市介護関連資格取得等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 受講等の修了証又は資格証の写し
- (2) 受講等の受講料又は受験料に係る領収証の写し
- (3) 就労証明書等、受講等をした者が事業所に3月以上勤務していることを証する書類
- (4) 市長が別に定める受講研修等一覧表
- (5) 事業者にあつては、同意書（様式第2）

2 第1項の規定による申請は、1人の被雇用者の一の受講等につき、一度までとする。

3 1人の被雇用者の一の受講等について、事業者及び継続勤務者の双方がその受講料又は受験料を負担した場合は、当該受講等に係る補助金についての第1項の規定による申請は、一の申請書により行うものとする。

4 前項の場合において、申請書の同時申請者欄に記載のある者は、当該申請書の申請代表者欄に記載のある者に補助金に係る交付の請求及び受領に関する権限を委任状（様式第3）により委任しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。